

政令第 号

生産緑地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第九項及び第十七条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第八条第二項第一号又は第二号」を「第八条第二項第一号イ又はロ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正前の第六条第三号に掲げる行為（この政令の規定による改正後の同号に掲げる行為に該当するものを除く。）であつてこの政令の施行の際既に着手していたものについては、生産緑地法第八条第一項、第四項、第六項及び第八項後段の規定は、適用しない。

理由

良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区内における行為の制限の対象とならない行為の範囲を見直す必要があるからである。